

2 0 0 1

労働法律旬報

No.1517+18
12月上・下旬号

1950年8月12日第3種郵便物認可
2001年12月25日発行(毎月10日・25日発行)

[特集]

企業施設管理権と組合活動
日航メールボックス事件と10.30判決以降の判例・命令
村中哲也/飯田幸子/
深谷信夫/古川陽二/武井 寛

旬報社

▼[巻頭言]労働と法—私の論点——西谷 敏▼[解説]日本航空(啄木労災)事件・東京高判——岡村親宜+望月浩一郎+佐久間大輔▼[検討]「過労(病)死」認定の「新方針」—紹介と批判——宮島尚史▼[研究]外国労働判例研究(イギリス)—宮崎由佳▼[研究]年俸制の法律問題(中)—藤内和公▼[紹介]国際労働研究センター連載⑧▼[情報]労働情報(2001.11.1~11.30)▼『労働法律旬報』2001年総目次



卷頭言 労働と法—私の論点／雇用不安と労働法の危機 「西谷 敏」

◆特集◆企業施設管理権と組合活動

◆第一部・企業施設利用に関する判例・命令

「古川陽一／武井 寛」

◆第二部・日本航空メールボックス事件と不当労働行為

「村中哲也／飯田幸子／深谷信夫」

◆書評・鎌田耕一『契約労働の研究—アウトソーシングの法律問題』(多賀出版)「中川 純」

◆検討・過労(病)死認定の「新方針」紹介と批判 「宮島尚史」

◆研究・共同体法上の権利の救済に関する一定の制限を設ける国内法手続→外国労働判例研究@イギリス 「宮崎由桂」

◆判例解説・事件紹介

◆航空機客室乗務員の腰痛・頸肩腕障害—日本航空(大田労基署長／塙本労災)事件・東京高裁判決までの二〇年と判決の意義 「岡村親宜・望月浩一郎・佐久間大輔」

◆同・価値労働同一賃金原則の確立に向けて一步前進—京ガス事件・京都地裁判決 「中村和雄」

◆五五歳以上賃金切下げ協定による実損分の回復成る—日本钢管(中高年賃金差別)事件の一審敗訴判決をのり越えて 「伊藤幹郎」

◆薰風、いま吹き抜けて—白木屋事件・勝利和解の意義 「小林克信」

◆研究・年俸制の法律問題(中) 「藤内和公」

◆判例研究

◆労働者による使用者批判と名誉毀損の成否—群英学園事件・東京高裁判決 「藤原稔弘」

◆性別による査定差別—商工組合中央金庫事件・大阪地裁判決 「菅野淑子」

◆紹介・外国人研修制度、技能実習制度の問題点と課題—国際労働研究センター連載⑨ 「峰谷 隆」

◆労働判例・京ガス事件・京都地裁判決(平二三・九・二〇)

◆情報・労働情報(二〇〇一・一一・一一・三〇)「茨城大学労働法ゼミナール」

◆自次『労働法律旬報』

年総目次



航空機客室乗務員の腰痛・頸肩腕障害

—日本航空(大田労基署長／塚本労災事件・東京高裁判決までの二〇年と判決の意義

岡村親宣・望月浩一郎・佐久間大輔

弁護士「東京本郷合同法律事務所」

はじめに

東京高裁第一六民事部（裁判長・鬼頭季郎、裁判官・慶田康夫、同・河村吉晃）は、二〇〇一年一〇月二十五日、日本航空（JAL）の客室乗務員（スチュアーデス）であった塚本洋子（ひろこ）さん（当時二十七歳）が航空機客室乗務員の業務に従事中に腰痛・頸肩腕障害を発症し、一九八〇年一一月から翌年の五月まで休業して療養し、労災保険にもとづく休業補償と療養補償を大田労基署に請求したところ、同署長は「業務上」の疾病に該当しないことを理由に労災補償給付を支給しないとの処分をしたため、その処分の取消しを求めて提訴していた事件につき、塚本さんの腰痛・頸肩腕障害は「業務上」の疾病に該当し、労基署長の不支給処分は適法であるとして、塚本さんの請求を棄却した東京地裁判決、ならびに労基署長の不支給処分を取り消す判決を下した。逆転勝訴である。しかし、発症から二〇年余の年月を経過した「あまりにも遅過ぎた判決」であった。

翌日の新聞の朝刊は、ほぼ全紙がこれをニュースとして取り上げ、「腰痛・肩こりは労災

日航元乗務員の訴え認める」（日経）、「腰痛・肩こり・客室乗務員の職業病」「東京高裁逆転で労災認定（東京）等と報道した。塚本さんは「腰痛に苦しむ客室乗務員を一人でもなくそつとたかってきた。客室乗務員の健康は乗客の安全にもかかわる問題。今回の判決を安全運行に結び付けてもらいたい」と語った。上告はなく、事件は確定した。

以下、事件の概要と労災補償不支給決定の内容、東京地裁労働部（民事第一九部）の背信、東京高裁判決の内容とその意義という順に、この裁判を考察する。

一 事件の概要と労災補償不支給決定

(1) 腰痛症の激増と客室乗務員の労災認定闘争

一九七〇年代、わが国航空機産業は高度成長政策の追い風のなか、ジェット機の大型化や路線の拡大が急ピッチで進められた。しかし、その影で航空機客室乗務員の健康破壊、とりわけ腰痛の発症が急増していった。日本航空客乗組員は、一九七四年にはじめて健康実態調査を実施したが、客室乗務員二六〇〇人のうち三人に

一人が腰痛発症の経験者であり、しかもその七五%が私病欠勤扱いにされている実態が明らかとなつた。

そして、その後も腰痛等の発症は増え続け、腰の重だるさや肩こり、背中の圧痛等があるにもかかわらず無理に勤務を続けることで、「軽微なキッカケ」による重症の腰痛症等を発症するケースがみられた。その根本原因は客室乗務員の過重な業務そのものにあつたが、この職業にかかる問題。今回の判決を安全運行に結び付けてもらいたい」と語った。上告はなく、事件は確定した。

以下、事件の概要と労災補償不支給決定の内容、東京地裁労働部（民事第一九部）の背信、東京高裁判決の内容とその意義という順に、この裁判を考察する。

塚本さんは、一九七四年一月に（株）日本航空（JAL）に客室乗務員として入社し、教育訓練を受けて同年四月から国内線スチュワーデスとして乗務した。中学時代は陸上部、高校時代はバレーボール部で活動し、入社時の身体検査でも異常は認められなかつた。しかし乗務を開始すると、ギャレーでの飲み物をポットからコップに注ぐ作業後に肩の張り、腕のだるさ、手の痛みを覚えるようになり、一日三回の離着陸の乗務に従事した後は、肩こりだけでなく背中、腕

(2) 過労性頸肩腕障害・腰痛症への罹患

塚本さんは、一九七四年一月に（株）日本航空（JAL）に客室乗務員として入社し、教育訓練を受けて同年四月から国内線スチュワーデスとして乗務した。中学時代は陸上部、高校時代はバレーボール部で活動し、入社時の身体検査でも異常は認められなかつた。しかし乗務を開始すると、ギャレーでの飲み物をポットからコップに注ぐ作業後に肩の張り、腕のだるさ、手の痛みを覚えるようになり、一日三回の離着陸の乗務に従事した後は、肩こりだけでなく背中、腕

〈表〉 被災者塚本洋子さんの発症3カ月前繁忙期(8月)の業務状況表

年月日	種別	乗務時間	勤務時間			就業時間			労働時間			勤務概要				
			開始	終了	時間	開始	終了	時間	開始	終了	時間	1 LEG	2 LEG	3 LEG	宿泊地	
8/1	(金)	H(休日)														
8/2	(土)	F(乗務)	4:15	13:50	21:45	7:55	13:50	22:45	8:55	13:20	22:45	9:25	517 羽田—札幌	578 札幌—大阪	327 大阪—福岡	福岡
8/3	(日)	F(乗務 D/H)	3:10	14:35	21:30	6:55	14:35	22:30	7:55	13:35	22:30	8:55	366 (D/H) 福岡—羽田	375 羽田—福岡		福岡
8/4	(月)	F(乗務 D/H)	4:25	12:35	20:35	8:00	12:35	21:35	9:00	11:35	21:35	10:00	362 (D/H) 福岡—羽田	519 羽田—札幌	520 札幌—羽田	
8/5	(火)	H(休日)														
8/6	(水)	A3(出社待機)					12:40	20:00	7:20	12:10	20:30	8:20				
8/7	(木)	B(自宅待機)					8:00	16:00	4:00	8:00	16:00	8:00				
8/8	(金)	F(乗務)	2:55	11:50	17:30	5:40	11:50	18:30	6:40	11:20	18:30	7:10	541 羽田—札幌	534 羽田—札幌		
8/9	(土)	H(休日)														
8/10	(日)	H(休日)														
8/11	(月)	SL(生理休暇)														
8/12	(火)	SL(生理休暇)														
8/13	(水)	F(乗務)	2:55	16:55	22:30	5:35	16:55	23:30	6:35	16:25	23:30	7:05	523 羽田—札幌	524 羽田—札幌		
8/14	(木)	H(休日)														
8/15	(金)	F(乗務)	3:55	13:10	20:45	7:36	13:10	21:45	8:35	12:40	21:45	9:05	515 羽田—札幌	516 羽田—札幌	125 羽田—大阪	大阪
8/16	(土)	F(乗務)	2:25	17:00	21:45	4:45	17:00	22:45	5:45	15:00	22:45	5:45	122 大阪—羽田	527 羽田—札幌		札幌
8/17	(日)	F(乗務)	4:40	13:30	21:40	8:10	13:30	22:40	9:10	12:30	22:40	10:10	512 羽田—札幌	371 羽田—福岡	374 福岡—羽田	
8/18	(月)	H(休日)														
8/19	(火)	H(休日)														
8/20	(水)	F(乗務)	3:00	7:10	13:30	6:20	7:10	14:30	7:20	6:40	14:30	7:50	103 羽田—大阪	307 大阪—福岡	312 福岡—大阪	大阪
8/21	(木)	F(乗務)	3:15	15:30	21:05	5:35	15:30	22:05	6:35	14:30	22:05	7:35	577 大阪—札幌	522 札幌—羽田		
8/22	(金)	B(自宅待機)					8:00	16:00	4:00	8:00	16:00	8:00				
8/23	(土)	H(休日)														
8/24	(日)	F(乗務)	4:40	11:05	18:40	7:35	11:05	19:40	8:35	10:35	19:40	9:05	903 羽田—沖縄	904 沖縄—羽田		
8/25	(月)	F(乗務)	4:40	11:05	18:40	7:35	11:05	19:40	8:35	10:35	19:40	9:05	903 羽田—沖縄	904 沖縄—羽田		
8/26	(火)	F(乗務)	2:55	11:50	17:30	5:40	11:50	18:30	8:40	11:20	18:30	7:10	541 羽田—札幌	534 札幌—羽田		
8/27	(水)	H(休日)														
8/28	(木)	H(休日)														
8/29	(金)	F(乗務)	3:00	7:10	13:30	6:20	7:10	14:30	7:20	6:40	14:30	7:50	103 羽田—大阪	307 大阪—福岡	312 福岡—大阪	大阪
8/30	(土)	F(乗務)	3:15	15:30	21:05	5:35	15:30	22:05	6:35	14:30	22:05	7:35	577 大阪—札幌	522 札幌—羽田		
8/31	(日)	F(乗務)	2:55	16:55	22:30	5:35	16:55	23:30	6:35	16:25	23:30	7:05	523 羽田—札幌	524 札幌—羽田		
月小計				56時間			104時間			136時間			166時間			
				20分			50分			10分			10分			

の固さを常時自覚するようになり、翌年からは勤務後の肩凝り、腰のだるさが気になりマッサージや貼り薬を使用したが、治らなかつた。

七五年四月八日、航行中の機内でカートを取り扱つてサービスをしていた時、突然の飛行機の揺れのため身体をひねった際に腰痛症を発症した。三週間休業して療養したのち、同年五月一日から軽減業務で就労し、六月から通常業務に復帰したが、ギャレーでボットから紙コップに飲み物を入れる作業後に肩の張り、手のだるさを覚え、わずかな機体の動搖でも神経が緊張し、乗務後疲労を感じるようになつた。

塚本さんは、七七年一月からは国際線アシスタントパーサーとして乗務したが、疲労は増大し、依然として肩の張り、腰のだるさが続いた。そこで、このまま乗務を続けることは無理と考え、七八年一二月から国内線乗務に戻つたが、その後も症状は変わらなかつた。そして一九八〇年一月二八日、近所の横関医院で受診したところ、「頸肩腕症候群」と診断され、直ちに休業して療養に専念するよう指示された。ところが症状が改善されないため、翌八年一月に小豆沢病院で受診したところ、「過労性頸肩腕障害・過労性腰痛」と診断されたため、以後、同病院で同年五月一〇日まで休業して治療を継続したところ、症状は徐々に回復し、同年五一日に軽減勤務で乗務に復帰、八三年三月以降は通常乗務に復帰した。その後は肩こりや背中等の痛み、重だるさ等を感じることはあつたものの通常の勤務態勢のもとで働き、休業することもなく乗務を続け、九六年九月に退職した。

(3) 提訴に至る経緯

ところで、大田労基署は八四年四月、塚本さんを含む二五名の客室乗務員全員の労災請求につき、「業務上」の疾病とは認定できないとして、不支給処分を行なつた。その理由は「スチ

ュワーデスの業務が腰部や上肢に過度の負担をかけている事実は明らかであるが、その反面月間の乗務時間及び乗務間隔を確保するなど労務管理面で十分配慮されていることも事実であり、「また国内線では長時間連続乗務することはない」から、客室乗務員の頸肩腕障害・腰痛は「乗務によつて発症したとすることよりも、請求人自体に何らかの素因があり、これによる疾病と判断することが妥当」というものであつた。

塚本さんを含む二五名全員はこの不支給処分は納得できないとして、労災補償保険審査官に不服申立を行なつた。ところが同審査官は、約一〇年近くも結論を出さずに事件を塩漬けにしきあげく、九三年一二月二八日付で、一名につき災害性腰痛で業務上認定したが、二四名につき労基署と同様の理由で審査請求を棄却した。これによつて労災請求した二四名のうち一四名は請求をあきらめたが、塚本さんを含む九名はさらに労働保険審査会に不服申立を行なつた。しかし同審査会も、約三年もの年月をかけたにもかかわらず、九六年一一月六日付で労基署と同様の理由で再審査請求を棄却した。請求からすでに約一四年が経過していた。迅速な救済を制度目的とする不服申立機関は、機能喪失したばかりか、事件を塗潰すことにより被災者の補償請求権を踏みにじつたのである。残された道は、裁判への提訴しかなかつた。

この長年月の認定闘争で、再審査請求した仲間も裁判提訴を断念した。しかし塚本さんは、「このままあきらめるか、悩みに悩み、このままあきらめたら苦しい思い出しか残らない、納得できない結果に一生後悔するのはいやだ」と考え、九七年三月、大田労基署長を相手どり、休業補償・療養補償の不支給処分の取消しを求めて東京地裁に提訴したのである。この裁判は、JALとJASの客室乗務員連絡会と日航客乗組組合の支援を得て、「日航労災職業病患者会」と「塚本裁判を支える会」が運動の中心にすわつてたたかわれた。なお、患者会の依頼により、私たち三名の弁護士がこの事件を担当した。

二 東京地裁労働部(民事一九部)の （1） 背信

事件は、東京地裁民事第一九部の労働部に係属した。当初は三浦隆志裁判官が担当したが、途中で鈴木正紀裁判官に交替した。原告側は因果関係を裏づける小豆沢病院の主治医・芹沢憲一医師、滋賀医大名誉教授・渡部眞也先生および東葛病院副院長・石田一宏医師の各意見書を提出し、労基署側はこれを否定する元東京厚生年金病院整形外科部長の森健躬日大教授、日本医大名誉教授・石田肇医師および労災リハビリ

テーション長野作業所所長・佐々木時雄医師の各意見書を提出した。そして労働実態に関する原告側証人一名と原告本人の尋問および労基署側の前記森健躬日大教授の尋問を行ない、事実上の審理を終えて最終準備書面を提出した。鈴木裁判官は九九年一〇月一二日、三名の裁判官による合議体で判决を下すとし、二〇〇〇年一月二六日に原告と代理人による最終弁論を行なうことを決定した。私たちは同年一月二六日、民事一九部の合議体（裁判長・高世三郎、裁判官・鈴木正紀、植田智彦）のもとで、予定どおり判決を前提に口頭による最終弁論を行なつた。

ところで高世裁判官を裁判長とする民事第一九部は、九七年一〇月三〇日、脳性麻痺児童の給食介助中に床に座つて抱きかかえ、腰をねじった際に発症した腰椎捻挫の公務起因性が争われた東京地公災基金・池田腰椎捻挫事件（都立光明養護学校事件）において、次のように判断していた。

相当因果関係を肯定するためには「公務がその災害発生の危険を内在又は随伴しておりこれが現実化した」ということができれば、「これをもつて必要かつ十分と介するのが相当であり」、「当該公務に就くにあたり」当該公務を「遂行することができるだけの心身の健康状態、能力等の適格性」を「有していたと認められる公務員が、当該公務によつて災害にあつたとすれば、この災害の発生は当該公務に内在又は随伴する危険が現実化した」と解するのが相当とし、先天性股関節脱臼による変形性股関節症による約三センチメートルの脚長差、股関節可動域制

限および腰椎前脚弯増強の素因と前記介助作業の二つの原因により発症した腰椎捻挫につき、被災者は養護学校において一一年間にわたり格別問題なく介護作業に携わってきたのであり、木裁判官は四月一日付で転任していたのだ。こ^{（）}「養護学校において教諭として重度障害児の介護作業を遂行すべき適格性を有していたことは明らかである」から、「このようない適格性を有する原告が公務である本件介護を行つたために本件災害にあつた以上、同公務と本件災害との間に相当因果関係を肯定すべきである」（労判七月二六号四五頁）。

つまり、高世裁判長がこの法律解釈を本件に適用すれば、早期に判決が下せることは誰がみても明らかだったのである。

（2）裁判官二名の交代と最終弁論

（3）東京地裁判決の判断内容

私たちも弁論で、塚本さんが客室乗務員としての適格性を有していたことは明らかであり、客室乗務員の業務が原因で頸肩腕障害・腰痛を発症したと認められ、業務以外には確たる発症因子は何もないのであるから、早期に塚本さんの疾病を「業務上」の疾病と認定し、労基署の不支給処分を取り消す判決を下すよう強く求めた。ところが、高世裁判長は信義に反する訴訟指揮を行ない、年度末で他の事件の判決も集中していることを理由に、事件の審理は事実上終えるが結審はしないとし、同年四月二六日に弁論期日を指定した。

しかし四月二六日に出頭してみると、裁判官の山口裁判長と植田裁判官はおらず、その代わりに山口幸雄裁判長と鈴木拓児裁判官が座

つており（鈴木正紀裁判官のみ継続）、新しく合議を構成したこの三名の裁判官が事件を担当することになった旨を告げたのである。高世、植田裁判官は一度も審理していない二名の裁判官が加わった合議の判決には納得がいかないとして、再度の口頭による原告と代理人による最終弁論を要求した。山口裁判長はこれを認め、同年六月一九日に再度の最終弁論を行なつて結審し、判決となつたのである。

この山口裁判長による判決は、その三ヵ月後の同年九月二七日に行なわれた。私たちは終結果をめぐり背信行為があつたものの、事件の流れからして勝訴判決を予想した。

しかし予想は裏切られ、敗訴判決となつた。この判決（判時一七三八号一一九頁、以下「山口判決」という）を見て、私たちは裁判の名に値しないその内容に大きな怒りを感じた。

山口判決は、次のように述べている。

「客室乗務員の業務内容、その労働環境（航行中の機内であるため、①気圧が低く、低酸素・低湿度の環境であること、②水平飛行時でも床面は常に二度傾斜していること、③床面が揺れ、不安定なことが多いこと、④狭い通路を乗客の肘や肩に触れないよう歩いたり、乗客とのやりとりや狭いギャレー内での作業等のため、中腰など不自然な姿勢を余儀なくされること、⑤機内の騒音が大きく、乗客との応対の

ために駆幹前傾姿勢を余儀なくされること、(6)衆人環境の中での作業のため精神的緊張を強いられること、(7)航行時間内という短時間内で決められた量の作業を行わなければならないこと、(8)食事・休憩の場所や時間が十分確保できず、機内での食事もごく短時間ですまし、休憩もままならないこと、といった特殊性があるほか、(9)早朝や深夜の不規則勤務もあること、(10)一日の勤務が長時間になることが多いこと、(11)国際線の場合、重量物の扱いが多いこと)、及びその業務の性質(その「業務のうち、旅客搭乗から旅客降機までの航空機内の作業である、飲み物のサービス準備、おしごりの配布、飲み物の配布、新聞・雑誌、枕・毛布などの配布、食事サービス、新聞・雑誌の回収、再配布という作業では、上肢の外転保持・駆幹前傾姿勢により上肢・肩甲部(腕・手・肩)・腰部の静的筋収縮が持続して負担が生じ、又、旅客の手荷物の収納棚への収納、旅客搭乗前の点検作業(保安用機材・機内設備、旅客座席設備、サービス用搭載品、客室全体の清掃状況等の点検)、旅客の忘れ物の点検、アントレ付け等の作業では、しゃがむ動作や中腰、上肢挙上(背伸び、つま先立ち)という行為により、肩甲部や腰部に筋負担が生じる。)によれば、前記旅客搭乗から旅客降機までの航空機内の「作業及びその繰り返しは、作業ごとにその態様は異なるものの、狭い通路やギアレイ内で、腰部、背部、腕、肩、手の静的筋収縮をともなう不自然な姿勢による作業であり、衆人環視の中での作業であることや食

事・休憩の場所・時間が十分に確保されていないことなどの労働環境の特殊性と相まって、精神的緊張を伴い、肉体的にも疲労度の高いものであるということができるし、これらが複合的に作用する結果腰部及び頸肩腕部に相応の負担のかかる状態で行う作業であるということがであります。原告の腰部、頸肩腕部の症状は長年にわたり原告が客室乗務員としての業務に従事した過程において発症したものであること、証拠上業務以外に明らかに原告の症状を発生させる原因となつた要因はうかがえないこと、客室乗務員に疲労蓄積傾向があることを指摘する医学論文があることなどからすれば原告の疾病は長年客室乗務員として業務に従事したことにより蓄積された腰部、頸肩腕部の疲労が慢性化し頸肩腕症候群ないし頸肩腕障害、腰痛症として発症するにいたつたものとして客室乗務員の業務がその有力な原因ではないかとも考えられる。

しかし山口判決は、判決末尾の最後の一頁で以下のように判示して、相当因果関係を否認し、不支給処分を適法とした。

「しかしながら、原告の従事した発症前一年間の業務は過重とはいはず、原告は休日、休暇も取得していることからすれば、原告に生じた

この判決の結論は、事件を実質審理した鈴木正紀裁判官の因果関係否認の意見に、審理を担当していない山口裁判長らが同調した結果と推認されたが、因果関係を否認することを裏づける具体的証拠は何もなく、裁判官が机上で組み立てた寄せ木細工の作文ともいいうべきものであつて、誰がみても裁判の名に値しないといふべきである。しかも、同労働部が行なつた前記都立光明養護学校事件判決の論理からは、誰がみてもこのようない結論を導くことはできないのである。これは、東京地裁労働部(民事第一九部)の背信以外の何ものでもない。

三 東京高裁判決の内容とその意義

(1) 東京高裁判決の内容

塚本さんは控訴し、事件は東京高裁第一六民事部(裁判長・鬼頭季郎)に係属した。鬼頭裁判長は、二〇〇一年二月の第一回弁論期日で、裁判所は、労災補償に対象を決定する法理論としては行政機関が採用している相対的有力原因説が相当と考えているが、控訴人側においては、塚本さんの疾病が日常生活等を原因として発症

生し、労働以外の影響も考えられること等を併せ考えると、原告の疾病と原告が従事した客室乗務員としての業務との間に、経験則上業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係、すなわち労災補償を認めるのを相当とするほど

したものではないことの主張・立証を行なうよう勧告した。そこで私たちは、この点に関する

本人の陳述書および元昭和大学医学部講師の金子秀平医師の意見書を提出し、前記山口判決を徹底的に論破する準備書面を作成した。労基署側からは、文献と反論の準備書面が提出された。

そして裁判所は同年七月一七日、塚本さん本人による弁論のうちに結審した。わずか三回の弁論期日であった。そして裁判所は、二〇〇一年九月二五日、以下の内容の全面勝訴の判決(以下「鬼頭判決」という)を言い渡し、労基署側は上告せず、事件は確定した。

①「労災保険法上の保険給付は労働者の業務上の疾病等について給付されるのであるから(同法条一号)、そのためには当該業務に従事したことと当該疾病等が発症したこととの間に相当因果関係があることが必要であり、「相当因果関係があるといえるためには、当該業務が疾病等の発症に何らかの寄与をしているというだけでは足りず、当該業務が当該疾病等の発症に対しても相対的に有力な原因となつていると認められることが必要であり、かつそれでは足りり」、「そして上記の判断については、当該労働者の業務の内容・性質、作業環境、業務に従事した期間等の労働状況、当該労働者の疾病発症前の健康状況、発症の経緯、発症した症状の推移と業務との対応関係、業務以外の当該疾病を発症させる原因の有無及び程度、同種の業務に従事している他の労働者の類似症状の発症の有無、当該疾病とその発症についての

医学的知見等の諸般の事情を総合して判断する必要がある」。

②ところで、「控訴人の昭和五四年一一月から昭和五五年一〇月までの総乗務時間は、同じ時期の同僚の平均総乗務時間(月平均四一・三時間)とほぼ同等である」が、同「五五年七月六日から一二日まで有給休暇を取得した後、同

月一五日から乗務を開始しその後同月三一日までの乗務日数は九日、乗務区間数は一三、待機勤務は三日であり、乗務時間は三四ないし三五時間程度と推認され、「同年八月の乗務日数は一三日、乗務区間数は二八、待機勤務は三日、乗務時間は四八時間三八分と認められ、この七月後半から八月中の勤務は「他の同僚客室乗務員もほぼ同様と推測されるが、年間の平均的な勤務よりも相當に過密な勤務であつたといえる。

その後同年一〇月の勤務は乗務日数は一〇日、乗務区間数一九、待機勤務は四日、乗務時間は三三時間五一分であり、前記の期間と比べると比較的楽な勤務となつていて、これは控訴人が友人の結婚式に出席することもあって三日間の有給休暇を含め同月一六日から二一日まで連続六日の休暇を取得したものによる。そしてその後「同月二二日から休業前の最後の日となる一月二〇日までの約一ヶ月は乗務日数一四日、乗務区間数二七ないし二八程度、待機勤務は三勤務であった」ということができる。

③しかし「控訴人は、同年八月ころから肩こりが背中まで広がり、腕がだるく、ポットから

の飲み物の注入、トレイによる飲み物サービス、客室上部収納棚の開閉に一段と苦痛を覚えるようになり、前記一〇月に取得した連続休暇でも

再開した後の同月下旬からは漸進的な疲労感を覚え、乗客へ搭乗・降機時の挨拶をする際に同じ姿勢で立つていてことさえが苦痛となり、二二月になると、控訴人の肩、背中、頸のこり、はりは更にひどくなり、腕のだるさも続き、身体中の重だるさ、腕のだるさが取れず全身の硬直もとれない状態が続」き、「休業直前の一月二〇日には」「午前四時三〇分に起床し五時三〇分に自宅を出て東京一沖縄便の往復乗務に就いたが、勤務が終了する頃には疲労困憊の状況であった」。

④そこでこれらのこと実等により判断するに、「控訴人に発症した頸肩腕症候群は、少なくとも何らの異常も自覚されていなかつた二〇歳の若年者において、客室乗務員の勤務と対応するようにしてその前段階の症状といえる頸肩腕部の異常が自覚されるようになり、徐々に増悪していくって比較的繁忙期を経て発症に至つたものであり、客室乗務員としての勤務と、症状発現に至る経過に明確な対応関係があると認められること、客室乗務員の業務のほかに控訴人の日常生活において頸肩腕症候群を発症させるような要因はみあたらぬこと、客室乗務員の業務内容はその一般的な性質として頸肩腕症候群を発症させ得るものであるとの研究報告もあり、これに沿うかのようなアンケート調査の結果等

するとの医師の意見もあり、この点に消極的な医師の見解も他の納得できる原因を指摘しているとは認められないことからすれば、控訴人に生じた頸肩腕症候群については客室乗務員としての業務に従事したことにより蓄積された頸肩腕部、腰部の疲労が慢性化し発症に至つたものであつて、頸肩腕症候群の原因是不明である個々人の肉体的・精神的な素因に社会的環境要因が働いて発症することが多いとされていることを考慮しても、少なくとも上記客室乗務員としての業務が相対的に有力な原因となつてゐるもの、すなわち控訴人の頸肩腕症候群は業務に起因するものと認めるのが相当である」。

(5) 「控訴人はついて生じた横関医院での診察から小豆沢病院までの間に自覚され
るようになった腰痛」も、「小豆沢病院での診
断で単なる『だるさ』等といったような主観的
な懐疑の域を超えたものとして一定の所見が得
られていること、当該症状が横関医院での初診
時から小豆沢病院での診察時までの間に病態が
増悪したとか、新たに発症したと認めるだけの
根拠もないこと、また、その間に控訴人に腰痛
を発症させるような出来事があつたとの事情も
何ら窺えないことからすれば、「横関医院にお
ける診断時に既に発症していたものと推認する
のが相当であり、そうするとやはり客室乗務員
としての業務が相対的に有力な原因となつてい
るものと認められるというべきである」。

⑥ 「被控訴人は、控訴人の業務は他の同僚と
比べて過重なものではないこと、また、控訴人
は休暇等も十分に取得しており、勤務時間も決

して多いものではないことを強調して相当因果関係を否認するが、「しかし、平均的な乗務に従事した程度では頸肩腕症候群や腰痛が発症しないとの根拠はないし、頸肩腕症候群や腰痛については同様の負荷があつても発症に至る者とそうでない者がいるという個体差、感受性の差異があることは否定できないのであり」、「客室乗務員に対する過去一年間に罹患した疾病を質問したところ頸肩腕症候群を挙げたものが相当数おり、また、その前段階の症状と認められる肩のこり、痛み、腕のだるさ、手指のしびれ等を訴える者は相当割合に及んで」おり、「腰痛についても同様の事情が認められ」、「このような背景事情の存することは一概に否定できないところ」であるから、「控訴人に発現した頸肩腕症候群や腰痛については、単にその乗務時間その他の勤務状況が同僚と同程度であるとのことだけで、それが業務に起因するとの前記認定を左右し得るものとは認められない。勤務日数や勤務時間が少ないとの指摘についても同様であり」、「勤務は、早朝から、あるいは深夜に及ぶこともあるうえに不規則であつて、精神的、身体的な疲労を伴うこと等のことから、三連続勤務、二休日、三連続勤務、一休日の繰り返しという勤務割とされているものと推認されるから、五ないし六日の連続勤務が前提とされている通常の労働者と同様の前提で勤務日数や勤務時間の多寡や疲労の回復等を議論することは相当でなく、控訴人が他の同僚客室乗務員よりも多くの休暇を取得していたと認める証拠もない」から、被控訴人の主張は失当である。

(2) 東京高裁判決の意義

この鬼頭判決の第一の意義は、早朝から深夜に及ぶこともあるうえに不規則な航空機客室乗務員の三連続勤務、二休日、三連続勤務一休日の繰り返しの勤務による業務は、その業務内容・性質・労働環境と相まって、「腰部及び頸肩腕部に相当の負担のかかる」業務であり、五～六日の規則的な連続昼勤勤務と休日を繰り返す通常の労働者の業務と異なり、腰部・頸肩腕部の疲労は休日・休暇を完全に取得して休息すること等により回復せず、慢性化して腰痛・頸肩腕障害を発症することを認め、業務と腰痛・頸肩腕障害発症との因果関係を認めたことにあると考えられる。

長年行政機関は、一般的には腰痛・頸肩腕障害に負担のかかる業務であることは認めながらも月間の乗務時間および乗務間隔を確保するなど労務管理が十分配慮されているとしてその因果関係を否定し、非災害性腰痛・頸肩腕障害への労災補償の適用を拒否してきたが、今後はこのような行政運営は許されないこととなつたのである。この意味で、この判決を活用し、非災害性腰痛・頸肩腕障害を発症している被災者の救済活動を行なうとともに、このような職業性疾病を出さない職場づくりに向けた取組みの強化が期待される。

判決の第二の意義は、被災者が日常の通常の所定内業務に比較してとくに過重な業務に従事したことによる精神的・肉体的負担が認められなければ相当因果関係は認められないとする、

行政機関が採用している日常業務比較説を排斥してこれをまったく問題とせず、当該労働者の業務の内容・性質・作業環境業務に従事した期間等の労働状況、当該労働者の疾病発症前の健康状況、発症の経緯、発症した症状の推移と業務との対応関係、業務以外の当該疾病を発症する原因の有無および程度、同種の業務に従事している他の労働者の類似症状の発症等の有無、当該疾病とその発症についての医学的知見等の諸般の事情を総合して判断できるとし、客室乗務員の三連続勤務、二休日、三連続勤務、一日の繰り返しの勤務による日常業務それ自体が過重な業務である旨を認めた点にあると考えられる。日常の所定内業務そのものが、過重な業務に従事し、疾病を発症した被災者に救済の道を開いた点で、高く評価できよう。

第三の意義は、相当因果関係を肯定するためには当該被災者にとってとくに過重な業務を行なつたことによる精神的・肉体的負担が認められなければ相当因果関係は認められないとする、行政機関が採用している同種・同僚労働者基準説（客観的相対的有力原因説）を排斥し、客室乗務員として平均的な勤務をしていた塚本さんの業務の過重性を認め、相当因果関係を肯定したが、これは当該労働者基準説を採用したものとして高く評価できる。この判決によれば、同僚労働者にとって過重ではなくても、当該被災者にとって過重と評価されれば相当因果関係を肯定でき、今後平均的な業務に従事していく発症した被災者に救

の道を開いた点でも、高く評価できよう。

そして第四の意義は、鬼頭判決は形式的には相対的有力原因説を採用しているが、発症につき複数の原因が競合（共働）する場合には、業務による原因が他の原因に比べて相対的に有力と認められることが相当因果関係成立の要件であるとする、行政機関の採用している相対的有力原因説を実質的には排斥し、塚本さんの頸肩腕症候群・腰痛の発症につき客室乗務による精神的・肉体的負担と身体的ないし心的素因その他の個人的な要因を比較して、前者による要因が後者による要因に比べて相対的に有力か否かの判断をすることなく、上記二つの原因が共働していることを認めて相当因果関係を否定し、実質的には相対的有力原因説を排斥して共働原因説を採用した点にあると考えられる。

最後に、この塚本裁判の勝利の要因について指摘しておきたい。

勝因の第一は、なんといつても二〇年もの長い年月、勝訴を信じてたたかい続けた塚本さんの不屈の精神と、これを支えたご家族の愛情にある。

第二は、航空機客室乗務員の腰痛・頸肩腕障害をなくすための活動、およびそのために塚本さんの不屈のたたかいを支援し続けた客室連絡会（代表・内田妙子）と日航客乗組合、日航労災職業病患者会（会長・森陽子）ならびに「塚本裁判を支援する会」（会長・宮城まり子）の活

動にある。

そして第三は、これらの運動に側面から協力して、運動の理論的武器を提供された「日本航空客室乗務員職業病研究会（代表・滋賀医大名誉教授・渡部真也）」に参加いただいた医学研究者の諸先生、この裁判のために鑑定意見書を作成していただいた主治医の芹沢憲一先生、渡部眞也先生、石田一宏先生および金子秀平先生の御尽力にある。

末筆ながら厚く御礼申し上げるとともに、前記研究会に参加され、「日本航空客室乗務員の健康障害の業務起因性についての人間工学的検討」と題する論文を遺され、鬼籍からこの裁判を支援していただいた久留米大学医学部環境衛生学教室の故前田勝義助教授と、この勝訴判決を見ることなく急逝された石田一宏先生に本稿を捧げ、両先生のご冥福を祈念するものである。